

医療従事者等の範囲について

今後開催される新型コロナウイルス感染症対策分科会で決定される予定であり、変更される可能性があることにご留意ください。

厚生労働省自治体向け説明会（令和3年1月25日開催）資料抜粋

○病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者^{（注）}を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員

※ 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる）

※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。

※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とならない。

※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。

※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。

なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。

注 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症かどうか分からない患者も含む。

※ 医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない。